

かんたん手続アプリ利用規定変更対比表 (2024年5月13日)

現行		変更後	
第4条 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行	<p>次の場合、お客さまは、本アプリによる紛失・盗難届出または本アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを利用いただくことができます。この場合には、本アプリによる紛失・盗難届出以外の方法によって直ちに紛失・盗難届出を行い、また、本アプリによる通帳・キャッシュカードの再発行申し込み以外の方法によって通帳・キャッシュカードの再発行の手続きをお取りください。</p> <p>①紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号がわからない場合                  ②キャッシュカードの暗証番号がわからず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合                  ③印鑑の紛失がある場合。ただし、第8条の方法に従って印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替えと同時に手続きする場合は、キャッシュカードの再発行が可能です。                  ④同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合                  ⑤紛失または盗取された通帳を解約する場合                  ⑥お客さまが個人のお客さま以外である場合                  ⑦お客さまが日本国外に居住している場合                  ⑧紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座が定期預金その他の当行所定のサービス対象外口座である場合                  ⑨紛失または盗取されたキャッシュカードが、デビット一体型キャッシュカード、クレジットカード機能付カード、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合                  ⑩紛失または盗取されたキャッシュカード・通帳の同一取引店に、デビット一体型キャッシュカードをお持ちの場合                  ⑪紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申し込みを受けた時点、および引き落とし時点で、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座の残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合                  ⑫その他当行所定の事由が認められる場合</p>	第4条 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行	<p>次の場合、お客さまは、本アプリによる紛失・盗難届出または本アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを利用いただくことができます。この場合には、本アプリによる紛失・盗難届出以外の方法によって直ちに紛失・盗難届出を行い、また、本アプリによる通帳・キャッシュカードの再発行申し込み以外の方法によって通帳・キャッシュカードの再発行の手続きをお取りください。</p> <p>①紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号がわからない場合                  ②キャッシュカードの暗証番号がわからず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合                  ③印鑑の紛失がある場合。ただし、第8条の方法に従って印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替えと同時に手続きする場合は、キャッシュカードの再発行が可能です。                  ④同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合                  ⑤紛失または盗取された通帳を解約する場合                  ⑥お客さまが個人のお客さま以外である場合                  ⑦お客さまが日本国外に居住している場合                  ⑧紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座が定期預金その他の当行所定のサービス対象外口座である場合                  ⑨紛失または盗取されたキャッシュカードが、クレジットカード機能付カード、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合                  ⑩紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申し込みを受けた時点、および引き落とし時点で、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座の残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合                  ⑪その他当行所定の事由が認められる場合</p>
第6条 紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見届	<p>次の場合、お客さまは第1項のサービスを利用いただくことができます。</p> <p>①紛失・盗難届出を済ませた通帳またはキャッシュカードにつき、再発行の手続きが完了している場合                  ②届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合                  ③同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合                  ④氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合                  ⑤お客さまが個人のお客さま以外である場合                  ⑥お客さまが日本国外に居住している場合                  ⑦発見した旨の届出にかかる預金口座が定期預金その他の当行所定のサービス対象外口座である場合                  ⑧発見した旨の届出にかかるキャッシュカードがデビット一体型キャッシュカード、スーパーICカード、クレジットカード機能付カードその他の当行所定のサービス対象外カードの場合                  ⑨発見した旨の届出にかかるキャッシュカード・通帳の同一取引店に、デビット一体型キャッシュカードをお持ちの場合                  ⑩その他当行所定の事由が認められる場合</p>	第6条 紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見届	<p>次の場合、お客さまは第1項のサービスを利用いただくことができません。</p> <p>①紛失・盗難届出を済ませた通帳またはキャッシュカードにつき、再発行の手続きが完了している場合                  ②届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合                  ③同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合                  ④氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合                  ⑤お客さまが個人のお客さま以外である場合                  ⑥お客さまが日本国外に居住している場合                  ⑦発見した旨の届出にかかる預金口座が定期預金その他の当行所定のサービス対象外口座である場合                  ⑧発見した旨の届出にかかるキャッシュカードがデビット一体型キャッシュカード、スーパーICカード、クレジットカード機能付カードその他の当行所定のサービス対象外カードの場合                  ⑨その他当行所定の事由が認められる場合</p>
第7条 拾得された通帳・キャッシュカードの利用再開	<p>次の場合、お客さまは、前項のサービスを利用いただくことができます。</p> <p>①対象の通帳またはキャッシュカードについて、再発行の手続きが完了している場合                  ②警察以外で拾得された通帳・キャッシュカードの場合                  ③届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合                  ④同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合                  ⑤氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合                  ⑥お客さまが個人のお客さま以外である場合                  ⑦お客さまが日本国外に居住している場合                  ⑧拾得の届出にかかる預金口座が当行所定のサービス対象外口座である場合                  ⑨拾得の届出にかかるキャッシュカードがデビット一体型キャッシュカード、スーパーICカード、クレジットカード機能付カードその他の当行所定のサービス対象外カードの場合                  ⑩拾得の届出にかかるキャッシュカード・通帳の同一取引店に、デビット一体型キャッシュカードをお持ちの場合                  ⑪その他当行所定の事由が認められる場合</p>	第7条 拾得された通帳・キャッシュカードの利用再開	<p>次の場合、お客さまは、前項のサービスを利用いただくことができません。</p> <p>①対象の通帳またはキャッシュカードについて、再発行の手続きが完了している場合                  ②警察以外で拾得された通帳・キャッシュカードの場合                  ③届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合                  ④同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合                  ⑤氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合                  ⑥お客さまが個人のお客さま以外である場合                  ⑦お客さまが日本国外に居住している場合                  ⑧拾得の届出にかかる預金口座が当行所定のサービス対象外口座である場合                  ⑨拾得の届出にかかるキャッシュカードがデビット一体型キャッシュカード、スーパーICカード、クレジットカード機能付カードその他の当行所定のサービス対象外カードの場合                  ⑩拾得の届出にかかるキャッシュカード・通帳の同一取引店に、デビット一体型キャッシュカードをお持ちであり、かつ、拾得時に当該キャッシュカード・通帳とデビット一体型キャッシュカードが同一場所に存在していた場合                  ⑪その他当行所定の事由が認められる場合</p>